

## 第4号様式(その1)(第7条関係)

## 許 可 証

住所 神奈川県綾瀬市吉岡709番地  
 氏名 株式会社タズミ  
 代表取締役 田墨 幸一郎

平成28年5月26日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条(第1項・第6項)の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	神奈川県愛甲郡愛川町田代1993番地 株式会社タズミ 愛川営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(紙類、木くず、剪定枝)
収集、運搬及び処分の別	収集及び運搬
営業の区域	一般廃棄物処理業許可申請書の事業計画書に記載された排出事業所に限る。
処理料金	
営業許可期間	平成28年6月3日～平成30年6月2日
条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例、愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 (2) その他町長の指示に従うこと。

平成28年5月30日

愛川町長 小野澤 豊



<注意> 許可証(写)だけでは一般廃棄物の処理委託は出来ません。  
 一般廃棄物処理委託契約の締結等が必要です。

※この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛川町長に対して異議申し立てをすることができる。